

東海地震等の発生確率等

	東海地震		東南海・南海地震	東海地震と東南海・南海地震の同時発生	直下型地震(参考)
発生確率	東南海地震(1944)で歪みが解放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されているものとみられている。 30年以内の発生確率は87%(平成19年1月政府地震調査委員会試算)		過去におおむね100~150年の間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されている。なお、東南海と南海地震には強い関連があり、過去には同時発生の例と、約30時間から2年の間を置いて起きた時間差型の例がある。 30年以内の発生確率は、東南海地震60~70%、南海地震50%(平成19年1月政府地震調査委員会試算)	地震考古学等によると、過去の東海地震は単発では発生しておらず、また、東南海地震も過去の発生から60年以上経過したことなどから、東南海地震との同時発生の危険が高まっていると言われている。	中部圏の活断層が原因で起こる直下型の地震で現在想定されている主なものは以下のとおりである。
対象地域	8都府県174市町村(平成18年4月1日現在の地震防災対策強化地域)		21都府県413市町村(平成19年4月2日現在の地震防災対策推進地域)		①養老-桑名-四日市断層(最大のもの) ・マグニチュード7.7 ・最大震度7
想定地震規模	マグニチュード8.0		マグニチュード8.6	マグニチュード8.7	
想定最大震度	震度6強以上		震度6強以上	震度6強以上	②猿投-高浜断層帯の地震(2番目のもの) ・マグニチュード7.6 ・最大震度7
被害予測	〔平成15年3月時点予測〕		〔平成15年9月時点予測〕	〔平成15年9月時点予測〕	
想定時間等	○朝5時突発発生	○朝5時予知情報後に発生	○朝5時突発発生	○朝5時突発発生	
i) 死者数	7,900~9,200人	2,000~2,300人	12,100~17,800人	18,500~24,700人	(主なもののみ掲上)
うち津波によるもの	400~1,400人		3,300~8,600人	3,500~9,100人	
うち火災によるもの	200~600人		100~500人	300~900人	
ii) 建物被害(全壊)	230,000~260,000棟	220,000~230,000棟	328,600~356,100棟	493,200~548,800棟	
うち津波によるもの	6,800棟		40,400棟	42,300棟	
うち火災によるもの	14,000~50,000棟	7,400~19,000棟	13,200~40,600棟	25500~81,100棟	
iii) ライフライン被害	断水550万人・停電520万人[発生直後]		断水1,600万人・停電1,000万人[発生直後]		
iv) 被害額(間接被害含む)	37兆円[突発発生]	31兆円[予知情報後発生]	38兆~57兆円	53兆~81兆円	
v) 帰宅困難者等数	○平日の14時に判定会招集 ※名古屋駅を利用して帰宅する必要がある者約25万人 ・警戒宣言が16時に発令された場合の滞留者 名古屋駅：約7.9万人 ・警戒宣言が17時に発令された場合の滞留者 名古屋駅：約3.9万人 (平成15年に名古屋市が試算)		○愛知県内：約98万人 ○名古屋市内：約47万人 (平成15年に愛知県が試算)	○愛知県内：約98万人 ○名古屋市内：約47万人 (平成15年に愛知県が試算)	※直下型地震規模、震度については同会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会が平成18年12月7日に公表したものであるが、具体的な被害想定は今年度中にとりまとめる予定
地震の特徴、特性	海溝型の地震で、現在日本で唯一予知の可能性が高いとされている地震。 観測データを基に、段階的に観測情報、注意情報、予知情報(警戒宣言)が発表されることとなり、各機関はそれぞれの情報ごとにおける行動計画を予め定めることが求められている。 なお、警戒宣言発令後は、強化地域内の公共交通機関は運行停止される。		海溝型の地震で、我が国で発生する最大級の地震といわれている。現時点では、予知は困難とされているが、甚大な津波の被害等の発生のおそれがあること、被災範囲が広域にわたること等から、地震発生メカニズム等についての研究が進められている。		

(注) 本表は中央防災会議の資料等を基に当局で作成した。

資料 2

表1-①

公共交通機関における各種計画等の策定状況

区分 事項	策定の根拠	調査対象 事業者数	策定状況等
○ 防災 計画等	<p>【東海地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震防災強化計画（大規模地震対策特別措置法第6条） 地震防災応急計画（大規模地震対策特別措置法第7条） <p>【東南海・南海地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震防災対策推進計画（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条） 地震防災応急計画（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条） 	4 鉄道 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 3事業者では、訓練項目として情報伝達訓練、避難誘導訓練を明記 しかし、1事業者は、避難誘導訓練について訓練項目として明記していない。
○ 避難 誘導計 画	<ul style="list-style-type: none"> 中部運輸局防災業務計画第2編第1章第2節第4 「利用者の避難誘導計画の作成について関係事業者を指導・助言」 	4 鉄道 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 未作成（1事業者） 避難誘導計画を作成しているが、避難経路や避難方法を明記していないなど計画の内容が具体性に欠けている。（3事業者）
○ 避難 誘導マ ニュアル	任意	4 鉄道 事業者 の計16 駅	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導マニュアルを作成している例無（4事業者・16駅） 一部に、 <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時等において対応すべき事項を箇条書きにしている（1事業者・5駅） 旅客避難誘導時における職員の配置場所、避難誘導経路等の平面図を作成して職員に周知している（1事業者・1駅） <p>などの例有</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - ②

鉄道事業者における避難場所の決定状況等

【調査対象数：4 鉄道事業者の計 7 駅】

事項 \ 区分	避難場所の決定等の状況
○ 避難場所の決定	<p>○ 最寄りの中学校を名古屋駅からの避難場所として定めているが、その施設規模から勘案すると、収容能力が不足するとみられる例（2 事業者） （収容能力等）</p> <p>避難場所として4階建て校舎等延べ面積約 5,000 m²（校地面積 6,576 m²）の中学校が定められているが、1 人当たりの必要面積を 2 m²として計算すれば、その収容能力はせいぜい 2,000 人～2500 人程度とみられる。また、同中学校には地域住民の避難も当然予想されることも考慮すれば、この場所だけでは収容能力からみて不足。</p> <p>（注）1 名古屋市では避難場所について、1 人当たり 2 m²の面積が必要であるとされている。</p> <p>2 名古屋駅では、注意情報発表後 2～3 時間後に警戒宣言が発令された場合、約 4～8 万人の滞留者が発生すると見込まれている。名古屋駅には 4 鉄道事業者が乗り入れており、このうち、この 2 鉄道事業者に係る滞留者の見込み数は不明であるが、仮に 1/2 と試算すると、約 2～4 万人の収容能力が必要であるとみられる。</p>
○ 避難場所までの案内チラシ	<p>○ 案内チラシを作成・準備している。（2 事業者・3 駅）</p> <p>○ 案内チラシを作成・準備していない。（2 事業者・4 駅）</p>
○ 避難場所までの案内図等への外国語表記	<p>○ 駅構内に掲示する予定の案内図を外国語表記により作成している例無（4 事業者・7 駅）</p> <p>○ 案内チラシを外国語表記により作成（作成予定を含む。）している例無（4 事業者・7 駅）</p>

（注）当局の調査結果による。

表 1 - ③

主要駅における避難誘導訓練の実施状況（平成 16～18 年度）

【調査対象数：4 鉄道事業者の計 16 駅】

実施状況 \ 区分	事業者数・駅数
○ 3 年間を通じ、避難誘導訓練未実施	2 事業者・5 駅
○ 3 年間を通じ、避難誘導訓練を 1 回しか行っていない。	1 事業者・3 駅
○ 実地訓練ではなく机上訓練となっている。	1 事業者・3 駅
○ 毎年度、避難訓練は実施しているが、地震を想定した訓練を行ったのは 1 回である。	1 事業者・1 駅
○ 毎年度、同一の想定（同一時刻に地震発生等）で訓練を行っている。	2 事業者・4 駅

（注）当局の調査結果による。

表2-①

国の機関における取組み状況一覧

【調査対象数：国の15機関】

事項	行政機関名	地震に対応するための行動計画等の策定状況			周知状況	④避難場所までの案内図を庁舎内に常時掲示していない機関	⑤地震を想定した訓練の実施状況	
		①行動計画等を策定していない機関	②行動計画等の規定内容					③行動計画等を職員に配布しておらず、職員に対する行動計画等の周知が不十分となっている機関
			i 地震予知情報等の入手先・手段を具体的に定めていない機関	ii 震災対応を除く一般職員の退庁に関する計画を策定していないもの、策定していても職員	iii 地震予知情報等を館内放送により伝達することとしていない機関	の範囲等が不明確となっている機関		
指定 地方 行政 機関	中部経済産業局			×				
	中部地方整備局							
	中部運輸局							
	中部地方環境事務所			×				
上記 以外 の行 政機 関	公正取引委員会事務総局中部事務所	×						
	中部管区行政評価局			×	×			
	名古屋法務局			×	×			
	同法務局熱田出張所			×	×	×		
	名古屋矯正管区			×	×			
	名古屋拘置所	×						
	名古屋国税局					×		
	中川税務署					×		
	愛知社会保険事務局		×	×			×	
	中村社会保険事務所			×	×	×	×	
	名古屋植物防疫所			×		×	×	
合計		2	1	9	1	5	5	3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき内閣総理大臣が指定した指定行政機関の地方支分部局等をいう。